

第 2 2 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 3 月 2 5 日、午前 9 時、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 2 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1 | 小山 勉 | 2 | 桐生さとみ | 3 | 石橋孝雄 |
| 4 | 藤生正浩 | 5 | 清水 茂 | 6 | 岡村奏一 |
| 7 | 本島一喜 | 8 | 柏瀬正雄 | 9 | 三田照子 |
| 1 0 | 星野雅彦 | 1 1 | 森山正和 | 1 2 | 河内義昭 |
| 1 3 | 長谷川良光 | 1 4 | 赤坂安一 | 1 5 | 遠藤茂太 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松崎茂夫、蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

| | |
|----|---|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 2 0 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 5 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> |
|----|---|

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断
について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画一括方式(中間管理事業)の決定に
ついて

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して
おりますので、これより第22回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時8分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山委員、8番 柏瀬委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局
長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につい
て、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご
報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が6筆、面積が
3,082㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が12件、筆数が14筆、面
積が4,581.98㎡となっております。

合計いたしまして件数が16件、筆数が20筆、面積が7,663.98㎡
となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3
ページから5ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問等ございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

主査

事務局の説明を求めます。

議案書の6ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は島田町地内の畑、512㎡ほか1筆、計1,014㎡です。

譲受理由は、会社および自宅に近く、耕作に便利なため、譲渡理由は、高齢であり耕作に不便なため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

27ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番

6番 岡村委員。

6番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年3月15日、火曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石橋委員、小山委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地2筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計5筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の事業所に近接しており、現在の花き栽培が適正に行われている状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

岡田推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号の前に、報告事項がございますので、暫時休憩といたします。なお、休憩中は傍聴人の退席をお願いいたします。

【午前9時17分 休憩】

議長

それでは、皆さんにご承知おきいただくこととし、会議を再開いたします。

【午前9時18分 再開】

議長

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は11件、うち一般住宅3件、駐車場1件、太陽光7件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書32ページをお開きください。

1番、申請地は板倉町地内の田、1,398㎡ほか1筆、計2,825㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル792枚を1,568.16㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書42ページをお開きください。

2番、申請地は名草下町地内の田、730㎡ほか3筆、計3,353㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル828枚を1,639.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書43ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の田、862㎡ほか4筆、計3,118㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を1,710.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書44ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、105㎡ほか4筆、計3,250㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を1,710.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書45ページをお開きください。

5番、申請地は名草下町地内の田、842㎡ほか3筆、計2,089㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル540枚を1,069.20㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書46ページをお開きください。

6番、申請地は名草下町地内の田、690㎡ほか1筆、計1,939㎡です。

施設の概要は駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書47ページをお開きください。

7番、申請地は名草下町地内の田、558㎡ほか2筆、計2,461㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル672枚を1,330.56㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書48ページをお開きください。

8番、申請地は名草下町地内の畑、370㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積111.78㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書49ページをお開きください。

9番、申請地は常見町地内の田、404㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積106.81㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書50ページをお開きください。

10番、申請地は奥戸町地内の畑、744㎡ほか2筆、計2,079㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル648枚を1,283.04㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書51ページをお開きください。

11番、申請地は上洪垂町地内の田、539㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、延床面積114.27㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第

2種農地です。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議長

以上、5条許可申請11件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番

1番 小山委員。

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の33ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は308.8キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約350万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

官地を挟んで残る農地の進入は、耕作者と相談した結果申請地北側の畦畔を利用し、工事の際には農業機械の通行に支障のないようにフェンスを後退させます。また、南側を通る素掘りの水路は現況を維持し、地先の草刈りや清掃を実施するとの回答がありました。周辺の営農に支障が及ばないように、耕作者の理解を得て施工するように念を押し、了解を得ました。

申請地は、東は田および宅地、北は田、南は水路、西は道路です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は板倉町東部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

入江推進委員

申請地の東で隣接する田への進入路は確保されるのでしょうか。

主査

申請人と申請代理人に確認したところ、申請地の北側にある官地を利用して進入しますが、この官地幅では農業用機械が進入するには狭いので、耕作者

と協議しながら申請地の境界から後退してフェンスを張り、通行に支障がない幅を確保するとのことでした。

入江推委員

わかりました。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から11番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番から11番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の11ページをお開きください。

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくため、上程するものです。

対象地は、松田町地内の田、面積644㎡ほか4筆で、遊休化しているとの把握年月日は令和4年2月22日、現況確認日は3月15日です。

現地の状況ですが、対象地は、山すそで、雑木などが生い茂り、農地に復元することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。

位置図、公図写し、航空写真につきましては、議案書28ページから31ページに載せてあります。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は集落に近い山の裾野にあり、雑木が混在した竹林となっていることを確認しました。周囲が山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

湯澤推進委員 長年、耕作が放棄されていた農地でしたので、非農地判断ができてよかったです。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を非農地と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

ここで、非農地に関する手続きにつて、事務局から説明をお願いします。

副主幹 現況が農地と認められないため、農地台帳から除外する手続きとしては、今回の非農地判断ともう一つ、非農地証明という二つの手続きがあります。

まず、非農地判断は、人為的な転用行為が行われていない、例えば山すそで森林・原野化してしまい、農地に復元するには物理的に困難な場合が該当します。今回のように、法務局の登記官が現地を確認したうえで、調査会と総会に上程し、承認をいただく流れです。

非農地証明については、農地転用の追認許可を原則としますが、人為的な転用行為が行われてから20年以上が経過し、かつ、農地への復元が容易ではなく、やむを得ないと認められる場合です。この場合は、本人の願出のもと、地元の農業委員に現地を確認してもらい、非農地証明書を発行するもので、総会では報告事項となります。

議長 ありがとうございます。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の12ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は令和4年3月31日公告予定分であります。

それでは、議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、12件で、面積が20,679㎡です。所有権移転は1件です。

では、貸借権設定についてですが、詳細が14ページから16ページに記載されておりますのでご覧ください。なお、15ページ8番の渡人の経営面積に

誤りがあり、本日、配布させていただきました用紙へと差し替えをお願いいたします。申し訳ありませんでした。

こちらの8番ですが、先月、利用権売買が承認された農地です。農地を買ったのに、すぐに他者へ貸し付けることとなりますが、実は、この農地は今回の受人が麦を栽培中であり、麦の収穫後、解約し、渡人がユーカーリを定植する予定です。今回の利用権設定は、受人の経営所得安定対策への対応と理解してください。

続きまして、所有権移転です。17ページをご覧ください。内容を説明いたします。

1番、申請地は久保田町地内の田、面積416㎡で、売買価格は10a当たり約24万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、3月31日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前9時43分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午前9時45分 出席】

議長 続いて貸借権設定の3番から12番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の3番から12番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画一括方式（中間管理事業）の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 では、議案書の18ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画一括方式、農地中間管理事業の決定について、ご説明いたします。

こちらは、この計画を市長が公告することで、出し手から機構、機構から受け手への農地の権利移動が、一括して行われるというものです。19ページに総括表がございます。農地の所有者、耕作者がそれぞれ、農地中間管理機構と貸借の契約を締結するもので、件数は1件、面積は423㎡となります。詳細は20ページに記載してございます。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、3月31日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、及び農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、事務局の報告を求めます。

副主幹

では、議案書21ページの、報告事項をご説明いたします。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

申請地は大前町地内の田、面積651㎡、施設の概要は一般住宅用地で、届出受理年月日は令和3年10月25日、取消理由は、所有権を移転せず、使用貸借で利用したい、という権利設定の変更のため、取消の日付は令和4年2月21日です。

続きまして、22ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願については、暫時休憩時にご説明いたしましたので、割愛させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、2月28日に開催された常設審議委員会に

おいて、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第22回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年4月26日

足利市農業委員会

1 番委員

8 番委員